

産業廃棄物処分業許可証

住 所 千葉市緑区あすみが丘東一丁目28番15号

氏 名 株式会社 千葉環境ビジネス

代表取締役 飯島 伸行

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項
第14条の2第1項 の許可を受けた者であることを証する

千葉市長 熊谷 俊人

許可の年月日 令和2年8月12日

許可の有効年月日 令和9年8月11日

1. 事業の範囲

(1) 業の区分

- ア 圧縮施設による中間処理
- イ 切断施設による中間処理
- ウ 選別施設による中間処理
- エ 破碎施設による中間処理

(2) 取扱産業廃棄物の種類（「石綿含有産業廃棄物を含む」、「水銀使用製品産業廃棄物を含む」又は「水銀含有ばいじん等を含む」場合はその旨を記載する）

ア 圧縮に係るもの

- (ア) 廃プラスチック類、(イ) 紙くず、(ウ) 木くず、(エ) 繊維くず、
(オ) ゴムくず、(カ) 金属くず、(キ) ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
以上7品目

イ 切断に係るもの

- (ア) 廃プラスチック類、(イ) 紙くず、(ウ) 木くず、(エ) 繊維くず、
(オ) ゴムくず、(カ) 金属くず 以上6品目

ウ 選別に係るもの

- (ア) 廃プラスチック類、(イ) 紙くず、(ウ) 木くず、(エ) 繊維くず、
(オ) 金属くず、(カ) ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、(キ) がれき類
以上7品目

エ 破碎に係るもの

- (ア) 廃プラスチック類、(イ) 木くず、(ウ) 繊維くず 以上3品目

2. 事業の用に供するすべての施設

所在地 千葉市若葉区中野町1691番7 他

（施設ごとの種類、設置年月日及び処理能力については別記1のとおり）

3. 許可の条件

別記2のとおり

4. 許可の更新又は変更の状況

平成15年8月12日 新規許可

令和2年8月12日 更新許可

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 有・無

以下余白

別記 1

- (1) 中間処理及び保管は(2)の場所で行うこと。
 (2) 施設の種類、設置年月日、処理能力、数量及び所在地

施設の種類及び設置年月日	処理能力	数量	所 在 地
圧縮施設(梱包設備付帯) (廃プラスチック類) (紙くず) (木くず) (繊維くず) (ガラスくず・コンクリートくず 及び陶磁器くず) (平成15年 7 月 4 日) (ゴムくず) (金属くず) (平成18年 3 月20日)	5.34 t / 日 22.24 t / 日 69.92 t / 日 22.48 t / 日 25.2 t / 日 3.58 t / 日 2.96 t / 日	1	千葉県若葉区中野町1691番7、1 691番9、1691番11の一部
切断施設 (廃プラスチック類) (木くず) (繊維くず) (平成18年 3 月20日) (紙くず) (ゴムくず) (金属くず) (平成19年 3 月12日)	3.58 t / 日 4.92 t / 日 3.58 t / 日 3.6 t / 日 4.32 t / 日 3.2 t / 日	1	
選別施設 (廃プラスチック類、紙くず、木く ず、繊維くず、金属くず、ガラスく ず・コンクリートくず及び陶磁器く ず、がれき類) (平成24年 2 月22日)	133.32 t / 日	1	
選別施設 (廃プラスチック類、紙くず、木く ず、繊維くず、金属くず、ガラスく ず・コンクリートくず及び陶磁器く ず、がれき類) (平成20年 8 月20日)	134.4 t / 日	1	
破碎施設 (廃プラスチック類) (木くず) (繊維くず) (平成24年 2 月22日)	3.58 t / 日 4.92 t / 日 3.58 t / 日	1	
廃棄物保管施設(処理前) (廃プラスチック類、紙くず、木く ず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、 ガラスくず・コンクリートくず及び 陶磁器くず、がれき類)	保管面積 36.83m ² 保管容量 40.19m ³ 保管高さ 1.40m 保管上限 40.19m ³	1	
廃棄物保管施設(処理前) (廃プラスチック類、紙くず、木く ず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、 ガラスくず・コンクリートくず及び 陶磁器くず、がれき類)	保管面積 75.01m ² 保管容量 81.77m ³ 保管高さ 1.4m 保管上限 81.77m ³	1	
廃棄物保管施設(処理前) (廃プラスチック類、紙くず、木く ず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、 ガラスくず・コンクリートくず及び 陶磁器くず、がれき類)	保管面積 47.45m ² 保管容量 72.85m ³ 保管高さ 2.5m 保管上限 72.85m ³	3	



廃棄物保管施設（処理前） （廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類）	保管面積 69.55m ² 保管容量 106.79m ³ 保管高さ 2.5m 保管上限 106.79m ³	1	千葉県若葉区中野町1691番7、1691番9、1691番11の一部 
廃棄物保管施設（処理前） （廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類）	保管面積 58.83m ² 保管容量 89.14m ³ 保管高さ 2.42m 保管上限 89.14m ³	1	
廃棄物保管施設（処理前） （廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類）	保管面積 58.83m ² 保管容量 91.04m ³ 保管高さ 2.56m 保管上限 91.04m ³	1	
廃棄物保管施設（処理前） （廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類）	保管面積 72.84m ² 保管容量 105.79m ³ 保管高さ 2.20m 保管上限 105.79m ³	1	
廃棄物保管施設（処理前） （廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類）	保管面積 8.97m ² 保管容量 12.0m ³ 保管高さ — 保管上限 12.0m ³	12	

別記2

- （1）粉じんを飛散させないよう散水を行うこと。
- （2）産業廃棄物の受入れに係る作業時間は午前7時から午後6時までとすること。
- （3）破碎にかかる作業時間は午前8時から午後5時までとすること。